

小児慢性指定医について①

1 小児慢性指定医の要件

	要 件
(1) 専門医資格を持つ指定医	① 診断又は治療に5年以上従事した経験がある。 ② 申請時点において、関係学会の専門医の認定を受けている。
(2) 研修を修了した指定医 ※専門医資格を持たない	① 診断又は治療に5年以上従事した経験がある。 ② 都道府県等が実施する研修を修了している。

2 小児慢性指定医の職務

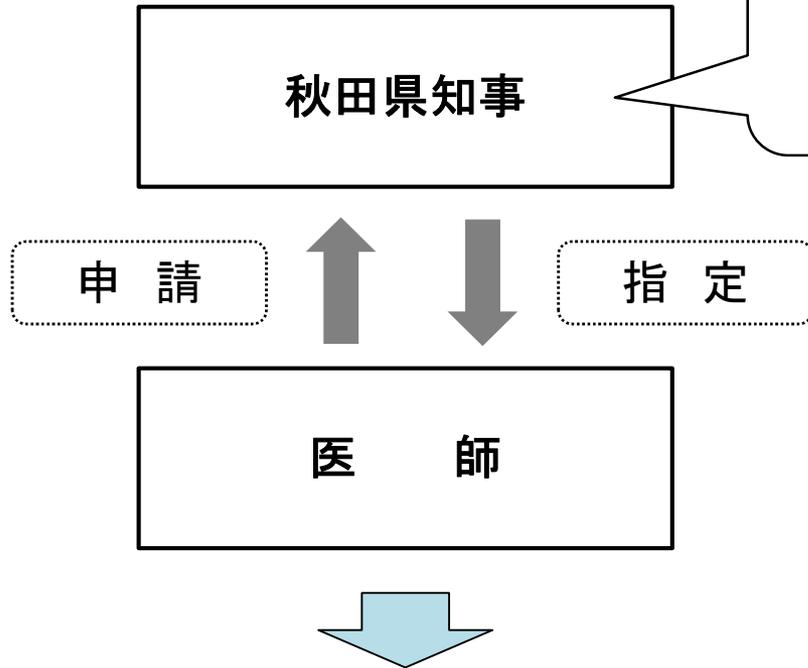
- 小児慢性特定疾病医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）を作成すること。
- 患者データ（医療意見書の内容）を登録管理システムに登録すること。

3 指定の有効期間

「指定医」の指定は、5年ごとの更新制とする。

小児慢性指定医について②

指定の申請手続



【申請先】

主たる勤務先の医療機関の所在する都道府県知事等
※秋田市の場合は秋田市、それ以外は県へ

【小児慢性指定医の申請手続】

○提出書類

- ・小児慢性指定医指定申請書
- ・経歴書
- ・医師免許証の写し
- ・専門医資格を証明する書面又は研修の修了証

○提出先 ※以下、変更・辞退・更新も同じ

〒010-8570 (住所記載不要)
秋田県庁 保健・疾病対策課 疾病対策班
小児慢性担当あて

電話：018-860-1424

◇ 小児慢性指定医の指定（辞退・変更）後は、
以下をホームページ（美の国あきたネット）で公表

- ①指定医の氏名
- ②医定医番号
- ③勤務先の医療機関の名称及び所在地
- ④勤務先の医療機関で担当する診療科名
- ⑤指定有効期間

小児慢性指定医について③

1 申請事項の変更

指定申請書に記載した事項のうち、以下のものについて変更があった場合は、指定通知書を交付した都道府県知事等に対して届け出ることを必要とする。

【変更があった事項】

- ① 氏名、居住地、連絡先、医籍登録番号・登録年月日、担当する診療科名
- ② 主たる勤務先の医療機関の名称及び所在地

提出書類

指定変更届出書

2 小児慢性指定医の辞退

小児慢性指定医は、その指定を辞退する場合は、都道府県知事等に届け出る。

提出書類

指定医辞退届

3 小児慢性指定医の更新

小児慢性指定医は、5年ごとにその更新を受けなければ、期間の経過によって、その効力を失う。

提出書類

指定医更新申請書 (添付) 指定医指定通知書の写し

※小児慢性指定医の指定の取消し

都道府県知事等は、小児慢性指定医について、不適切な診断書を作成しているなど、医療意見書を作成するのに必要な知識と技能を有していないと認められる場合には、指定を取り消すことができる。

小児慢性指定医について④

	対応事例	必要な書類・手続き	有効期間
新規	新規申請する場合 ・ 新たに小児慢性指定医となる場合 ・ 県内（秋田市以外）で医療意見書を作成する場合	小児慢性指定医指定申請書	指定後 5 年間
変更	氏名、連絡先、主たる勤務先医療機関の変更 （秋田市以外の県内医療機関の場合）などの場合	小児慢性指定変更届出書	変更なし
更新	有効期間を延長する場合	小児慢性指定医指定更新申請書 ※おおむね有効期間の終期以前の 3 カ月以内に申請	更新前の有効期間の終期から 5 年間

※有効期間について

